東京大学安全保障輸出管理規則

平成２３年１１月２９日
役員会議決
東大規則第３５号
沿革

（目的）

第１条　この規則は、国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）において、教育研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　外為法等　外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号。以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理関連の政令、省令及び通達等をいう。

(2)　技術の提供　外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者（法第６条第１項第６号に規定する非居住者をいう。以下同じ。）若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者（法第６条第１項第５号に定める居住者をいう。以下同じ。）への技術の提供をすることを目的とする取引をいう。

(3)　貨物の輸出　外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物の国内取引をいう。

(4)　該非判定　提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術（外国為替令（昭和５５年政令第２６０号）別表の１の項から１５の項までに定める技術をいう。）又はリスト規制貨物（輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号）別表第１の１の項から１５の項までに定める貨物をいう。）に該当するか否かを判定することをいう。

(5)　取引審査　提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の用途及び需要者等を確認し、本学として当該取引を行うかどうかを判断することをいう。

(6)　特定類型該当者　外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項から第４項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（４貿局第４９２号）１（３）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。

(7)　部局　東京大学基本組織規則第３章及び第４章に掲げる組織並びに教育学部附属中等教育学校及び医学部附属病院をいう。

（適用範囲）

第３条　この規則は、本学が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

（最高責任者）

第４条　本学の輸出管理における最高責任者は、総長とする。

（統括責任者）

第５条　総長は、本学における輸出管理に関する業務を統括させるため、安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

２　統括責任者は、総長が指名する理事、副学長又は執行役をもって充てる。

（輸出管理責任者）

第６条　統括責任者の下に、統括責任者を補佐するとともに本学における輸出管理に関する業務を行うため、安全保障輸出管理責任者（以下「輸出管理責任者」という。）を置く。

２　輸出管理責任者は、本学教職員のうちから、統括責任者が指名する。

（部局輸出管理責任者）

第７条　部局に、当該部局における輸出管理に関する業務を統括させるために、安全保障輸出管理部局責任者（以下「部局輸出管理責任者」という。）を置く。

２　部局輸出管理責任者は、部局の長をもって充てる。

（輸出管理に関する各種委員会の設置）

第８条　本学における輸出管理に関する次の事項に関し統括責任者の諮問に応じて審議するため、安全保障輸出管理委員会を置く。

(1)　輸出管理体制に関する事項

(2)　啓発及び研修に関する事項

(3)　輸出管理監査に関する事項

(4)　その他輸出管理に関する重要事項

２　安全保障輸出管理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、第１号に定める者を委員長とする。

(1)　統括責任者

(2)　統括責任者が指名する理事

(3)　研究インテグリティ・セキュリティ推進室（東京大学基本組織規則第１７条第３項の規定に基づく室としてプロボストオフィスの下に設置されるものをいう。）の長

(4)　その他統括責任者が必要と認める者

３　第１項の委員会のほか、統括責任者は、必要に応じ、輸出管理に関する委員会等を置くことができる。

４　前項に規定する委員会の任務、組織及び運営については、統括責任者が別に定める。

（該非判定及び取引審査）

第９条　教職員は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別に定める様式により該非判定及び取引審査のための確認を行い、確認内容を付記した当該様式を、部局輸出管理責任者を経由して輸出管理責任者に提出するものとする。

２　輸出管理責任者は、前項の提出があった場合には、該非判定及び取引審査を実施し、部局輸出管理責任者を経由して当該教職員にその結果及び次条の許可の申請の要否を通知するとともに、必要な指導又は助言を行うものとする。

３　前項の通知等を受けた教職員は、当該内容を遵守し、これに際して行われた指導に従い、又は助言に応じて必要な措置を講ずるものとする。

（許可の申請等）

第１０条　教職員は、前条第２項の該非判定及び取引審査により当該技術の提供又は貨物の輸出に経済産業大臣の許可が必要であると判断された場合には、外為法等の定めるところにより許可申請書を作成し、部局輸出管理責任者、輸出管理責任者及び統括責任者を経由して総長に提出しなければならない。

２　総長は、前項の提出があった場合には、当該技術の提供又は貨物の輸出に関し、経済産業大臣に対し許可の申請を行うものとする。

３　第１項の場合において、教職員は、経済産業大臣の許可がない限り当該技術の提供及び貨物の輸出を行ってはならない。

（内容の確認及び税関事故の対応）

第１１条　教職員は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、前２条に定める手続が終了していること及び提供する技術又は輸出する貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

２　教職員は、貨物の輸出において、通関時に事故が発生した場合は、速やかに部局輸出管理責任者及び輸出管理責任者を経由して、統括責任者に報告しなければならない。

３　統括責任者は、前項の報告を受けた場合には、輸出通関停止の指示を含む適切な措置を講じなければならない。

（特定類型該当者の確認等）

第１２条　新たに採用された教職員は、特定類型該当性に関する誓約書を、部局輸出管理責任者を経由して、輸出管理責任者に提出しなければならない。

２　前項の誓約書の提出後に誓約内容に変更が生じたときは、速やかに部局輸出管理責任者を経由して、輸出管理責任者に誓約書を再提出しなければならない。

（啓発及び研修）

第１３条　統括責任者は、本学の教職員及び学生に対して、外為法等及び本規則その他の本学の関連規則の理解を促し、その確実な実施を図るため、輸出管理に関する啓発及び研修を計画的に実施するものとする。

（輸出管理監査）

第１４条　統括責任者は、本学における輸出管理が外為法等及び本規則その他の本学の関連規則の定めに基づき適正に実施されていることを確認するために、輸出管理業務の監査を定期的に実施するものとする。

（通報及び報告）

第１５条　教職員は、外為法等及び本規則その他の本学の関連規則に違反し、又は違反のおそれがあることを知った場合、速やかに部局輸出管理責任者及び輸出管理責任者を経由して統括責任者にその旨を通報しなければならない。

２　統括責任者は、前項の通報があった場合は、当該通報の内容を調査し、外為法等及び本規則その他の本学の関連規則に違反している事実が判明したときは、遅滞なく総長にその内容を報告しなければならない。

３　統括責任者は、前項の調査を部局輸出管理責任者に行わせることができる。この場合において、部局輸出管理責任者は、当該調査の内容を統括責任者に報告しなければならない。

４　総長は、第２項の報告があった場合は、本部又は部局の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告しなければならない。

（文書管理）

第１６条　技術の提供又は貨物の輸出に関する手続に必要な書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

２　技術の提供又は貨物の輸出に係る文書及び電磁的記録媒体は、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して７年間は保存しなければならない。

（事務）

第１７条　輸出管理に関する事務は、関係部署の協力を得て、本部研究インテグリティ・セキュリティ推進課において処理する。

（雑則）

第１８条　この規則に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２３年１１月２９日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

沿革

東京大学安全保障輸出管理規則

体系情報

□第４編　研究・交流
　▽第２章　研究・産学連携等

沿革情報

◆平成２３年１１月２９日　役員会議決
◇平成２８年０３月２３日
◇平成３０年０３月２９日
◇令和０２年０６月２５日
◇令和０８年０３月１９日